

## 横芝光町農業委員会12月第9回定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月6日(水) 午後4時～午後4時55分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (10名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 7 番 向後 隆輝 9 番 鈴木 茂樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班	原田悠佳子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について

## 7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和5年12月第9回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日は、7番 向後 隆輝委員、9番 鈴木 茂樹委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>6番 花澤 成晃委員、11番 伊藤 裕児委員 以上2名の方をお願いいたします。</p> <p>会議書記には、事務局の原田副主査を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について</p>

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。  
令和5年12月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、4件です。  
なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。  
申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、木戸字十五割の田1筆、554㎡です。

後継者がいないため、経営規模を縮小したい譲渡人から隣接農地を所有する譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は、申請地を取得することで効率的な利用ができ、水稻の作付けを予定しております。

2件目は、木戸字十六割の畑2筆、2,177㎡です。

譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしていないため、経営規模拡大をする譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は、落花生の作付けを予定しております。

3件目は、宮川字作間内の田、857㎡です。

譲渡人が所有する申請地が、譲受人の所有する田と隣接しており、譲受人が耕作利便のため所有権移転をする申請です。譲受人は今回の申請地を取得することで効率的な利用ができ、田のまま利用予定です。互いに耕作利便のため、結果として農地の交換を行う性質のものです。

4件目は、宮川字作間内の田、871㎡です。

譲渡人が所有する申請地が、譲受人の所有する田と隣接しており、譲受人が耕作利便のため所有権移転をする申請です。譲受人は今回の申請地を取得することで効率的な利用ができ、田のまま利用予定です。互いに耕作利便のため、結果として農地の交換を行う性質のものです。

以上、議案第1号の説明でございます。

議長 はい、ごくろうさまでした。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5番 5番 伊藤です。農地を所有する譲受人が、耕作利便のため売買により所有権移転をするものです。譲受人は畑を耕作しており、田は新規となるものの、まわりから教わりながら耕作ができます。現地を確認したところ、

耕耘してあり、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番

5番 伊藤です。譲受人が経営規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。申請地は、直近まで耕作されておらず荒れておりますが譲受人が取得後に整地することで合意しております。作付けは落花生を予定しております。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

3件目は、向後委員です。事務局から何かありますか。

事務局

本案件につきまして、向後隆輝委員より説明を受けております。

「本件は、隣接する農地を所有する譲受人が、耕作利便のため所有権移転するものであります。申請地は、これまでも譲受人が管理を任されており、現地を確認したところ、耕耘してあり、問題はないと思われま。よろしく申し上げます」とのことでした。

議長 ありがとうございます。説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて4件目の案件も担当委員は、向後隆輝委員ですが、事務局から何かありますか。

事務局 本案件につきましても、向後隆輝委員より説明を受けております。

「本件は、先程触れました、3件目に関して、譲受人との間で協議が調い、所有権移転するものです。譲受人は、面積が減少しますが、お互いの耕作利便のためであり、結果として農地の交換となります。現地を確認したところ、耕耘してあり、問題はないと思われまます。よろしくお願ひします」とのことでした。

議長 説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年12月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は新規7件と計画変更1件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は、木戸字二十三割の畑2筆、1,635㎡です。

転用の目的は、太陽光発電設備の設置になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地①は、横芝光町役場から北東へ3.8kmの位置にあります。

譲受人は大阪の会社ですが県内でも再生可能エネルギー事業を行っており、近隣では山武市・東金市・芝山町等で農地転用許可を受け太陽光発電設備を設置しております。

ここは農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種・第3種農地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。

第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうか審査されますが、譲受人は木戸地先の周辺の土地も候補地として選定したところ、価格面や所有者に断られた等の事情により最終的に本申請地を選定したところです。

申請地は土地改良区の受益地を除外申請中となっており、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和6年1月15日から令和6年5月31日までを予定しております。

建設費等は、自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

なお、発電した電気は代表取締役を同一人とする別会社へ売電することです。

続いて申請地②の土地は、坂田字龍道の畑1筆、677㎡のうち、300㎡です。

転用の目的は、梅まつり会場用地になります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝駅から北西へ2.27kmの位置にあり、坂田跨道橋の南側で例年と同じ場所になります。予定では仮設プレハブ倉庫1棟、仮

設トイレ2基、簡易テントとキッチンカー等による仮設店舗を設置する計画です。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地ですが、町から農振計画上の支障はないとの回答を得ていること、梅まつり終了後に原状の農地へ復旧する誓約書が提出されていることから例外として許可が見込まれます。

隣接する農地所有者へは、事業内容を説明し同意を得ております。

排水は雨水・手洗い水のみで、敷地内での自然浸透処理とします。

仮設プレハブ倉庫やトイレの移送、設置及び撤去費用については、自己資金を充てる予定で、金融機関からの預金残高証明書により資金調達できる見込みであることを確認しています。

転用期間は令和6年2月5日から令和6年3月15日までを予定しています。

次に申請地③の土地は、台字前堤内の田1筆、畑1筆、併せて2筆、501㎡です。

転用の目的は、工事用現場事務所と駐車場になります。

申請地③の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は横芝光町役場から北へ2.5kmの位置にあります。

譲受人は、水道管の耐震化工事を受注し現場事務所の設置等を検討していたところ、工事現場周辺に、事務所の設置や工事用車両を置ける広がりをもった農地以外の土地の適地がなく、最終的に本申請地の選定となりました。

予定では、現場事務所1棟、作業員の休憩所1棟、仮設トイレ2基、工事用車両7台を置く計画です。

工事終了までの一時転用であり、農地復元誓約書が譲渡人・譲受人双方から提出されており、計画では申請地の整地後透水性シートのうえに砕石を敷きならすことから、農地への復元は容易なものと思われます。

申請地は土地改良区の受益地外となっており、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は、令和6年1月10日から令和7年4月25日までを予定しております。

現場事務所の建設費等は、自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて4件目・5件目は転用目的が同一ですので一括して説明します。  
申請地④の土地は、傍示戸字外堀の畑2筆、225㎡です。

転用の目的は、一般専用住宅1棟になります。

申請地④、⑤の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地④、⑤は、横芝光町役場から北東へ2.1kmの位置にあります。

ここは農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種・第3種農地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうか審査されますが、譲受人は周辺の他の土地も候補地として探しましたが、親から子育ての支援を受けられる実家に隣接する本申請地を最終的に選定したところです。

住宅建築面積は56㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。

土地改良関係については、両総土地改良区の受益地外です。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、東側の側溝に流し土地改良区管理の排水路へ放流する計画であり、両総土地改良区から排水の同意を得ています。

隣接農地所有者へは、事業内容について説明済です。

転用期間は令和6年2月15日から令和6年7月15日までを予定しております。

土地代金等は、借入金により賄う予定であり、金融機関の融資仮承認審査結果書により必要な資金を確保していることを確認しました。

次に申請地⑥の土地は、北清水字東里の畑3筆、271㎡です。

転用の目的は、一般専用住宅1棟になります。

申請地⑥の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地⑥は、横芝駅から南東へ4.1kmの位置にあります。

ここは農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種・第3種農地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。

第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうか審査されますが、譲受人は周辺の土地も候補地として探しましたが、親から子育ての支援を受けられる実家に隣接する本申請地を最終的に選定したところです。

住宅面積は、99㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。

土地改良関係については、両総土地改良区の受益地外です。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、西側の側溝に流し土地改良区管理の排水路へ放流する計画であり、両総土地改良区から排水の同意を得ています。隣接農地はありません。

転用期間は、令和6年2月15日から令和6年7月15日までを予定しております。

土地代金等は、借入金により賄う予定であり、金融機関の融資仮承認審査結果書により必要な資金を確保していることを確認しました。

最後に、申請地⑦の土地は栗山字上野の田1筆、302㎡です。

内容が関連しておりますので、これから審議していただく議案第3号の農地転用許可後の計画変更申請の案件と一括して説明いたします。転用の目的は、自動車作業場および車両置場となります。

申請地⑦の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地⑦は、横芝駅から南西へ1.2kmの位置にあり、もともと譲渡人が宅地分譲用地として転用許可を受けておりましたが、当初の購入希望者が都合によりキャンセルしたため、分譲ができないままとなっております。

その後、譲受人が自動車作業場として使用したい旨申し出があったため、計画変更と新規転用の同時申請となりました。

ここは農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種・第3種農地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。

第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうか審査されますが、譲受人は住家以外に土地を所有しておらず、地続きで往来ができる本申請地を選定したところです。

土地改良関係については、両総土地改良区の受益地外です。

排水は雨水のみで自然浸透にします。隣接農地はありません。

転用期間は令和6年3月1日から令和6年8月31日までを予定しております。

土地代金等は、借入金により賄う予定であり、金融機関の融資仮承認審査結果書により必要な資金を確保していることを確認しました。

以上が議案第2号の説明です。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

	<p>初めに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>
5 番	<p>5番 伊藤です。現地を確認したところ、畑としての耕作はなされておらず、土地改良区の受益地を除外申請中であり、雨水は地下浸透させる計画であることから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に2件目の案件については、私が担当委員となりますので説明いたします。</p> <p>本件は、毎年現地している坂田梅まつりの用地として使われるものです。現地を確認したところ畑としての耕作はなされておられません。隣接所有者へ事業説明を行っていること、また事業排水の汚水は排水しないことから問題はないと考えられます。以上でございます。</p> <p>説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許します。</p>
10番	<p>10番 下高原です。申請者名が間違っていないでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、事務局</p>
事務局	<p>正しくは、〇〇〇〇でしたので、訂正をお願いします。</p>
議 長	<p>申請者の訂正をお願いします。正しくは、〇〇〇〇をお願いします。そのほかにありますでしょうか。 ありませんので、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、3件目の案件についての担当委員の説明を求めます。

2 番 2番 川島です。本件は、現地を確認したところ、耕作はなされておらず、土地改良区の受益地ではないことから問題はないと考えられます。

議 長 説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長 次に、4件目と5件目の案件ですが、転用目的が同一のために、一括して審議を行います。担当委員の説明を求めます。

2 番 2番 川島です。本件は現地を確認したところ、畑としての耕作はなされておらず、土地改良区の受益地ではないことから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終了しましたので4件目と5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目と5件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目と5件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、畑として耕作はなされておらず、土地改良区の受益地でないことから問題はないと考えられます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。説明が終了しましたので、6 件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、6 件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6 件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、7 件目の案件について担当委員の説明を求めます。

1 2 番 1 2 番 秋葉です。現地を確認したところ、田としての耕作はなされておらず、土地改良区の受益地ではないことを確認していますので問題ありません。

議 長 説明が終了しましたので、7 件目の案件についての質疑を許します。変更承認申請と、一緒に議案の採決でよろしいでしょうか。

事務局 議案が別となっておりますので、採決は別になります。

議 長 質疑ありませんので、質疑を終了して、7 件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年12月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄  
次のページをご覧ください。

計画変更地は、栗山字上野の田1筆、695㎡です。

先程、議案第2号の7件目の説明と重複しますが、当初は、平成14年度に建売分譲住宅2棟の用地として申請し、1棟分は分譲できましたが、もう1棟分は、分譲ができずに空き地となっていました。今回譲受人から自動車作業場と使用したいと申し出があったため計画変更するものです。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終了しました。この第3号については、以前に許可を受けた転用内容の変更であり、議案2号の7件目で審議済であります。担当委員の説明を省略します。議案第3号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第3号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、日程第5 議案第4号 令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年12月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が13件、再設定が7件、所有権移転が4件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

初めに新規設定です。設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、1件目は、長倉字池之端の田3筆、字長祖の田2筆、合計5筆、4,423㎡、期間は約6年間です。

2件目は、篠本字昭和の田1筆、字新神野の田3筆、合計4筆、12,975㎡、期間は約10年間です。

3件目は、篠本字百石新田の田、2,975㎡、期間は約10年間です。

4件目は、篠本字下沼の田、14㎡、期間は約10年間です。

5件目は、篠本字下沼の田、981㎡、期間は約10年間です。

6件目は、篠本字上五町の畑、999㎡、期間は約10年間です。

7件目は、篠本字内新田の田2筆、下埜の田2筆、合計4筆、6,843㎡、期間は約10年間です。

8件目は、新井字矢井道の畑1筆、字新田の田1筆、合計2筆、1,698㎡、期間は約10年間です。

9件目は、新井字矢井道の畑1筆、499㎡、期間は約10年間です。

10件目は、新井字丘田の田1筆、字中町の田3筆、合計4筆、11,664㎡、期間は約10年間です。

11件目は、篠本字下埜の田2筆、1,980㎡、期間は約10年間です。

12件目は、新井字丘田の田2筆、字新田の田1筆、合計3筆、4,826㎡、期間は約10年間です。

13件目は、新井字新田の田、4,282㎡、期間は約10年間です。

続いて、再設定です。設定する権利は、すべて賃借権です。

1件目は、木戸字九十七割の田、1,163㎡、期間は約6年間です。

2件目は、栗山字柳立の田、2,028㎡、期間は約6年間です。

3件目は、栗山字柳立の田4筆、合計5,969㎡、期間は約6年間です。

4件目は、栗山字広手の田、2,982㎡、期間は約6年間です。

5件目は、鳥喰新田字横田の田4筆、合計4, 124㎡、期間は約6年間です。

6件目は、木戸字十七割の畑9筆、合計5, 554㎡、期間は約10年間です。

7件目は、傍示戸字石井戸下の田7筆、字六畝町の田1筆、字若梅辺田の田1筆、字外堀の田1筆、富下字新渋の田1筆、合計11筆、9, 862㎡、期間は約6年間です。

続いて、所有権移転です。

1件目は、木戸字二割の田1筆、字八割の田1筆、字九割の田1筆、合計3筆、3, 251㎡。

2件目は、木戸字六割の田2筆、字十割の田1筆、字十一割の田2筆、合計5筆、3, 109㎡。

3件目は、栗山字高田の畑、2, 154㎡。

4件目は、木戸字十二割の田、583㎡。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終了しました。

はじめに新規設定の案件についての審議を行います。

1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に2件目の案件については、資料記載のとおり、永野邦子委員に直接関係がありますので、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、永野邦子委員の本件への質疑を禁止いたします。それでは2件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。永野邦子委員への発言の禁止を解きます。

次に、3件目の案件についての、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目から7件目の案件については、資料記載のとおり、花澤成晃委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、花澤成晃委員の本件への質疑を禁止します。それでは、4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、6件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、7件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。以上で花澤成晃委員への発言禁止を解きます。

次に、8件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、8件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、9件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、9件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、9件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、10件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、10件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、10件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、11件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、11件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、11件目の案件については、原案のとおり決定いた

しました。

次に、12件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、12件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、12件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、13件目の案件について、質疑を許します。

6 番 6番 花澤です。表の上の面積と、下の面積が異なります。

議 長 事務局、確認してください。原本確認して訂正します。

ほかにありますか。それでは質疑を終了して、13件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、13件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、再設定の案件についての審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、4件目の案件についての、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、5件目の案件についての、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、6件目の案件についての、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、7件目の案件についての、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転の案件についての審議を行います。1件目と2件目の案件については、資料記載のとおり、伊藤直樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への質疑を禁止いたします。

それでは、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件についての、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。以上で伊藤直樹委員の発言禁止を解きます。

次に、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、令和5年12月第9回農業委員会定例総会を閉会します。